

# 資料編



## 資料編

## 1 「社会福祉法」からの地域福祉に関する抜粋

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福

## 資料編

社事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

## 2 東大阪市社会福祉審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

### (委員長職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

### (専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 3 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成17年東大阪市規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年東大阪市規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年東大阪市規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 本市における地域福祉に関する計画その他の地域福祉に関する事項を調査研究するため、東大阪市社会福祉審議会規則第2条第2項の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域福祉専門分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東大阪市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の見直しに関する調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地域福祉専門分科会は、東大阪市社会福祉審議会委員11人以内で組織する。

(会長及び代理者)

第4条 地域福祉専門分科会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、地域福祉専門分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域福祉専門分科会の会議は、東大阪市社会福祉審議会条例第5条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 地域福祉専門分科会の庶務は、福祉部福祉企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。



## 5 東大阪市第4期地域福祉計画策定懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づく、東大阪市第3期地域福祉計画（平成21年3月策定。以下「第3期地域福祉計画」という）を見直すにあたり開催する東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、市民、福祉関係者、有識者等の意見を聴取するため、東大阪市第4期地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、一般市民代表、福祉関係者・団体、事業者等のうちから市長が選任する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、第4期地域福祉計画の策定が完了する時までとする。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の会長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、福祉部福祉企画課において処理する。

### 附則

1 この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

2 この要綱は、東大阪市第4期地域福祉計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

## 5 委員名簿

## 東大阪市社会福祉審議会委員名簿

平成 25 年 5 月 24 日現在  
(50 音順、敬称略)

氏名	所属団体等
朝日輝男	東大阪市民健康づくり推進協議会副会長
新崎国広	大阪教育大学准教授
安西勝美	東大阪市人権擁護委員会常務委員
稲森公嘉	京都大学大学院法学研究科教授
井上寿美	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科講師
江浦保	東大阪市社会福祉協議会会長
大西雅裕	神戸女子大学文学部教育学科教授
岡修一郎	東大阪市議会議員
奥山知也	東大阪市私立保育会書記
小野剛	連合東大阪地区協議会事務局次長
勝山真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長
坂本ヒロ子	東大阪市手をつなぐ親の会会長
塩田清人	東大阪市議会議員
関川芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授
田中米男	東大阪市身体障害者福祉協会会長
辻本謙嗣	東大阪市福祉施設会会長
中川千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授
永見恵子	東大阪市自治協議会常任理事
西口亮	東大阪労働組合総連合事務局長
西島善久	東大阪市高齢者介護施設会会長
福永亮碩	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長
藤並マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会母子部長
松浦隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長
松嶋剛	東大阪市人権長瀬地域協議会会長
松田敏明	弁護士
松端克文	桃山学院大学社会学部教授
松村暢彦	大阪大学大学院工学研究科准教授
松本喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会役員
三星昭宏	関西福祉科学大学客員教授
宮田良一	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長
山野忠	東大阪労働団体連絡協議会委員
山野則子	大阪府立大学人間社会学部教授
吉田隆行	東大阪市老人クラブ連合会副会長

## 地域福祉専門分科会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等
新崎 国 広	大阪教育大学准教授
江 浦 保	東大阪市社会福祉協議会会長
田 中 米 男	東大阪市身体障害者福祉協会会長
永 見 恵 子	東大阪市自治協議会常任理事
福 永 亮 碩	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長
藤 並 マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会母子部長
松 浦 隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長
松 嶋 剛	東大阪市人権長瀬地域協議会委員長
松 本 喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会役員
三 星 昭 宏	関西福祉科学大学客員教授
吉 田 隆 行	東大阪市老人クラブ連合会副会長

## 第4期地域福祉計画策定懇話会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等
奥 田 佐江子	東大阪市ボランティア連絡会 顧問
高 原 成 國	公募委員
富 田 美恵子	基幹型地域包括支援センター荒川 所長
林 良 子	コミュニティソーシャルワーカー連絡会
坂 東 建 哉	東大阪市社会福祉協議会事務局次長
村 井 好 野	特定非営利法人東大阪日本語教室 代表理事
吉 田 祐一郎	四天王寺大学講師
脇 田 寛 史	公募委員

年月日	項目	議事内容
平成 25 年 5月 24 日（金）	第 1 回社会福祉審議会	●地域福祉計画の策定について
	第 1 回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●地域福祉、地域福祉計画について ●第 3 期地域福祉計画の現況報告について ●市民アンケート、事業所アンケートにつ いて
6月 27 日（木） ～7月 16 日（火）	市民アンケート調査	●東大阪市内在住の市民 3,000 人を対象に 調査
	事業所・団体アンケート 調査	●東大阪市内で地域福祉に関わる 150 事業 所・団体を対象に調査
8月 20 日（火）	第 2 回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●市民アンケート、事業所アンケートの結果 について ●地域懇談会について
9月 6 日（金） 9月 12 日（木） 9月 13 日（金）	地域懇談会	●地域の支援者、福祉に関わる事業所、公募 市民などが集い、今後の地域福祉について 意見交換
10月 31 日（木）	第 3 回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●地域懇談会の報告について ●第 4 期地域福祉計画の骨子案について ●これからの「地域福祉ネットワーク」の概 念図について
11月 6 日（水）	福祉推進委員会幹事会	●第 4 期地域福祉計画について
11月 28 日（木）	第 4 回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●第 4 期地域福祉計画の素案について
12月 24 日（火） ～平成 26 年 1月 23 日（木）	パブリックコメント	●計画素案に対する市民意見の募集
2月 3 日（月）	第 5 回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●第 4 期地域福祉計画の案について
2月 21 日（金）	第 2 回社会福祉審議会	●第 4 期地域福祉計画（案）の承認

## 7 用語解説 (50音順)

### あ行

#### ●アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの働き掛けや相談業務を行ったりすること。

#### ●NPO

営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略称。「特定非営利活動促進法 (NPO法)」に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。

### か行

#### ●虐待

高齢者、障害者、児童に対し、養護者や保護者、施設の従事者、使用者による身体的な暴行だけでなく、心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト (保護の怠慢ないし拒否) を行うこと。それぞれの分野ごとに虐待の防止にむけた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

#### ●協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

#### ●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

#### ●校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された自主的な活動を行う組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っている。

#### ●コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人。地域福祉の推進には、市民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働して役割を果たしていることから、地域のさまざまな資源を円滑につないでいく、ネットワークの中心となる人や機関の役割が重要となっている。

## 資料編

### ●国際情報プラザ

日本語能力に関わらず、全ての住民が公平に行政サービスにアクセスできる体制整備とともに、市民の一人ひとりが見識豊かで多様な文化を認めあう国際人として、市民意識啓発を進めることを目的として市役所内に開設し、英語、韓国・朝鮮語、中国語、日本語による多言語相談案内・情報提供等を行っている。

### ●子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設。

### ●コミュニティ

地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。

### ●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職。

## さ行

### ●災害時要援護者登録制度

大規模な災害時において自力または家族などの支援だけで避難することが困難な在宅の人が、事前に自分の情報を登録する制度。登録台帳を市と民生委員や校区福祉委員会、自治会と共有し、災害時の地域による避難の支援や安否確認に活用するもの。

### ●市民後見制度

成年後見制度を利用するにあたっては、親族または弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人になることが多いが、新たな担い手として一般市民が研修を経た上で後見人となって活動する制度。

### ●障害者相談支援事業所

障害のある人やその家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、身近な地域で安心して生活できる地域の支援体制をつくる取り組みをする事業所。

### ●小地域ネットワーク活動

小地域（おおむね小学校区）を単位として、高齢者や障害者、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの校区福祉委員会が実施する住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動。見守りや声かけ訪問などの個別援助活動やいきいきサロンなどのグループ援助活動などがある。

**●制度の谷間**

日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を越えた複合的に多課題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。

**●成年後見制度**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して行う制度。

**●セーフティネット**

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度や仕組み。地域福祉におけるセーフティネットは、地域の住民や関係者が地域の課題を共有した上で、支援を必要とする人を早期に発見し必要なサービスにつないでいくための、助けあい・支えあいネットワークによる生活支援の仕組み。

**●世代間交流**

地域の高齢者と子どもたちといった世代の異なる人が学校や地域の行事などに集い、それぞれが持つ能力や経験を活かした交流をすることによって、地域コミュニティの再構築を図る取り組み。

**●セルフネグレクト**

生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことなどができないなど客観的に見て本人の人権が侵害されている状態。家族や地域とのつながり、介護や支援などを拒否し、自らの健康や安全が脅かされている事例が問題となっている。

**●ソーシャルインクルージョン**

「社会的包容」「社会的包摂」などと訳され、社会的に排除されたり孤立している人を排除せず、社会の構成員として包み支えあい、助けあって生きていこうという考え方。

## た行

**●団塊の世代**

昭和22年から24年生まれのベビーブーム世代のこと。この世代は約800万人おり、他の世代と比較しても突出した世代となっている。この世代がすべて高齢者になる平成27年（2015年）には高齢者が大幅に増加し、その後も増え続けることが予測されることから「2015年問題」と呼ぶことがある。

**●地域福祉活動計画**

地域住民やさまざまな民間団体などによる地域福祉推進に向けた自主的な取り組みの具体的な内容について、行政計画である地域福祉計画との理念の共有のもと、社会福祉協議会が中心となって策定する行動計画。

## 資料編

### ●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防マネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっている。

## な行

### ●日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業。

### ●認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。

### ●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として均等に当たり前に生活する社会こそ当たり前の社会であるという理念にもとづいて、ともに支えあいながら生活することができる社会をめざそうとする考え方。

## は行

### ●バリアフリー

社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障害者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ●福祉有償運送

要介護者・身体障害者などのうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人などが営利とは認められない範囲の対価により、道路運送法第79条による登録の上で自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス。

### ●母子福祉推進委員

母子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るため、小学校区を担当地区として1名ずつ配置し、母子家庭の母及び寡婦からの相談に応じたり、情報提供を行う委員。



## ま行

### ●民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

## や行

### ●ユニバーサルデザイン

製品、建築、空間などについて、年齢や性別、身体の状態、言語や国籍の違いなどに関わらず、できるだけ多くの人々が快適に利用できるようにされた設計（デザイン）。

## ら行

### ●ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、家庭生活においては新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられ、ライフステージの変化にともない、生活に対する要望も変化するといわれている。

### ●リージョン

本市では総合計画に基づくまちづくりの具体化にあたり、地域が持つ固有の歴史や文化的な個性を生かしながら進めることが重要であることから、成人の徒歩30分圏内程度（ほぼ3～4中学校区の区域）を目安に、広域幹線道路、主要幹線道路、河川、鉄軌道などの状況から区分した7地域をA～G地域（リージョン）と呼んでいる。

## 東大阪市第4期地域福祉計画

発行年月 平成26年3月

編集・発行 東大阪市福祉部福祉企画課

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL 06-4309-3181

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>